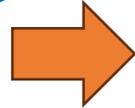


# 問題① コロナ後遺症・ワクチンについて

健康被害の相談や受診体制は量と質、両側面からの強化が必要であり、立憲民主党は後遺症対策の推進とワクチン健康被害救済にかかる議員立法を衆議院に提出している



立憲民主・社民  
岸 真紀子

「後遺症に対する職場の不理解により、失業せざるを得ない労働者がいる現実を受け止め、理解の促進や支援の充実などが必要ではないか？」

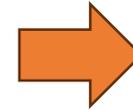
【岸田総理の答弁】  
政府として、支援が重要であるという観点に基づいて具体的な体制をつくっていきたいと考えます。

コロナ後遺症対策・ワクチン健康被害救済等の推進	
現 状	<p>1. コロナ後遺症（罹患後症状）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①実態解明が不十分 →後遺症発生のメカニズムや治療方法等の積極的かつ速やかな調査研究が必要</li> <li>②後遺症に苦しむ患者への医療・支援が不十分 →地域で後遺症に関する適切な医療が受けられない →後遺症についての周囲の理解がなく、失業等による生活困難への対応も必要</li> </ul> <p>2. ワクチン健康被害と未接種者差別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特例承認のワクチンを短期間・大規模に接種し、多くの健康被害発生 →健康被害救済申請受理件数の約60%が未審査であり、審査体制が不十分 →被害者・家族への審査状況等の情報提供もされていない →健康被害救済の申請に関する手続等の案内も不十分</li> <li>②ワクチンを接種していない者への不当な差別が発生 →職場等での事実上のワクチン接種「強制」や未接種者が配置転換されたとの声</li> </ul>
現 状 へ の 対 応	<p>こうした現状を打破するため、<u>2つの法案を提出・成立</u></p> <p>【コロナ後遺症対策推進法案】 国民の健康の保護に資するため、コロナ後遺症対策に関し、 ①国・地方公共団体の責務、②財政上の措置、③調査研究等、④医療提供体制整備、⑤相談体制整備、⑥国民の理解増進等を定める。</p> <p>【コロナワクチン健康被害救済措置法案】 特例承認されたコロナワクチンを短期間・大規模に接種し、多くの健康被害が発生していることを踏まえ、 ①審査会の人的体制の充実、②救済給付請求の審査状況・健康被害救済手続等に関する情報提供、③コロナワクチンの有効性・安全性に関する情報収集・調査研究、④不当な差別防止等を定める。</p>
<p>新型コロナパンデミック後の対応として、 コロナ後遺症やワクチン健康被害に苦しむ方々に寄り添い、 これらの原因を調査・解明し、回復や被害救済に向けた対策を 国を挙げて一層推進する</p>	

## 問題② マイナンバーカードについて

マイナ保険証の利用率は4.5%しかない。公的保険に価格誘導的な制度を導入したことは大問題！

立憲民主党は、健康保険証廃止の延期と併用検討を  
求める議員立法を衆議院に提出している



第211回国会 参議院 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会（7月26日）での発言要旨【参考】

「個人情報情報の漏洩やひも付けへの問題が山積するなか、説明や対応に追われる自治体現場の実態などを認識するとともに、マイナンバー業務に関わる人員配置を含めた必要な自治体経費は、国として財源措置することが必要だ」

『(通称) 保険証廃止延期法案 (保険証併用法案)』  
【マイナンバー法改正法一部改正法案】提出について

「紙の保険証」廃止への突然の政府方針転換

1. 「骨太方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)
  - 「2024年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指す」(「一本化」ではなく「選択制」)
  - 「保険証の原則廃止を目指す」(廃止期限の日時は示されず)
  - 「申請があれば保険証は交付」(「資格確認書」ではなく申請で「保険証」が交付されるはずだった)
2. 河野デジタル大臣記者会見(令和4年10月13日)
  - 「2024年度秋に現在の健康保険証の廃止を目指す」(会見以前に審議会等での「保険証廃止」検討は見当たらず)
3. マイナンバー法等改正案成立(令和5年6月2日)
  - 健康保険証の廃止、資格確認書による被保険者資格確認等に関する規定を整備
  - 健康保険証の有効期間の設定等に関する規定を削除
4. 岸田総理会見(令和5年8月4日)
  - 申請によらず、資格確認書を交付(申請が必要としていた姿勢を修正。ただし、初回のみ可能性あり)
  - 健康保険証の廃止の時期の見直しも含め、適切に対応(保険証廃止延期に含みをもたせる)

マイナ保険証関係トラブル等発生状況

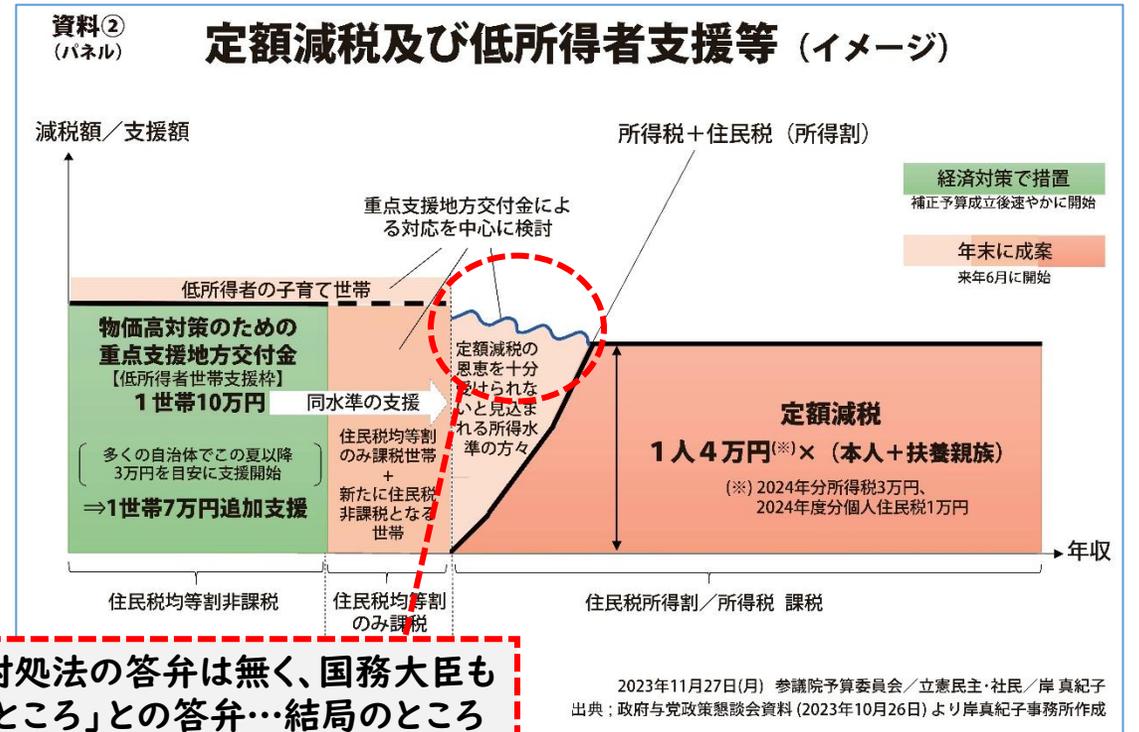
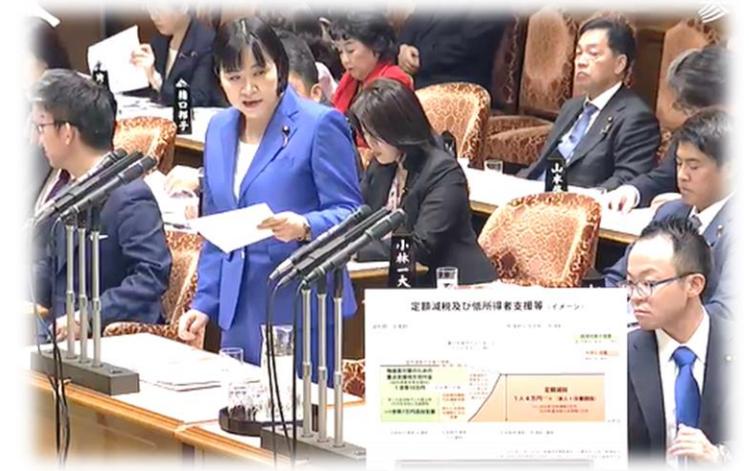
1. マイナ保険証利用件数・利用率の低迷(令和5年9月29日現在)
  - オンライン資格確認におけるマイナ保険証利用件数が連続減少(トラブル等を敬遠したマイナ保険証離れの可能性)
  - マイナ保険証利用率も5%前後と低迷(マイナ保険証利用登録率は上昇し続けたため登録率と利用率の乖離が大きい)
2. 医療機関等におけるトラブル多発(全国保険医団体連合会(保団連)調査結果等)
  - 回答したオンライン資格確認運用医療機関の65.1%が「トラブル」を経験
  - トラブル対処方法として健康保険証での確認を挙げた医療機関が74.9%
  - 窓口で支払う医療費の自己負担割合が誤って表示されるケースが全国978の医療機関で確認
3. 「マイナ保険証1枚で医療が受けられる」メリットが消失
  - 「資格情報のお知らせ」は「マイナ保険証と一体で携帯する」(マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」の「2枚持ち」)
  - 資格確認書は1枚で済む場合が多い(マイナ保険証利用者の方が持つべきカードが増えるという本末転倒)
4. 「保険者のコスト削減」メリットに疑問
  - 「資格情報のお知らせ」を常時携帯とする場合コスト増の可能性(カード化・送料等で保険者コスト増)
  - 資格確認書職権交付で発行枚数増、「資格情報のお知らせ」常時携帯対応等で保険者の手間・コスト増
5. 異なる個人番号登録と他者の薬剤情報等閲覧(令和5年10月6日公表)
  - 保険者から異なる個人番号の登録が判明した事例：8,544件
  - うち、薬剤情報等が閲覧された事例：20件

来年度の「紙の保険証」廃止は、「延期・撤回すべき」との声が7割、高年齢では8割を超える。  
「一旦立ち止まるべき」が民意であり、来年度の「紙の保険証」廃止という政府方針は、明らかに拙速である。  
立憲民主党は「マイナ保険証に関する基本的考え方」で示したとおり、医療分野のデジタル化を推進する立場であるが、一方、政府のマイナ保険証普及第一の拙速な取組は利用率を低迷させ、医療DXの信頼を損ね、便利な医療の実現を妨げている。この状況を改めるため「基本的考え方」で示した「2024年秋の保険証の廃止は延期すること」を実現すべく『保険証廃止延期法案(通称)』の提出・成立を図る。  
法案成立後はマイナ保険証と「紙の保険証」の併用を継続しつつ検討する。

### 問題③ 所得税等の減税・給付について

制度（波線部分）のわかりにくさ【右図参照】もあるが、内容が固まる前に報道発表していることがそもそも問題！

2月から5月という新規採用や人事異動もあるなかで、確定申告から課税を確定させる**繁忙期**にこの業務を自治体に担わせるのか、いまだ自治体には情報も無く、現場が混乱するのは必至その混乱は、地域住民の暮らしに影響を与えるものであることから、**現場を振り回すことはしないよう強く抗議**



総理から具体的な対処法の答弁は無く、国務大臣も「今検討しているところ」との答弁…結局のところ何も決まっていない!

2023年11月27日(月) 参議院予算委員会/立憲民主・社民/岸 真紀子 出典: 政府与党政策懇談会資料(2023年10月26日)より岸真紀子事務所作成

## 問題④ 国と地方の関係性について

分権推進の決議から30年という節目の年であるが、辺野古新基地建設の設計変更申請を沖縄県が不承認としたとして、**国土交通大臣が県に代わって代執行する行為は、自治への侵害と言わざるを得ない**

政府は国防への自治体の関与を阻害するが、**国防政策が住民福祉を損なう可能性を踏まえると、自治体判断を国が覆すことは大きな問題**

**国と地方は対等であることを前提に、沖縄県知事と時間をかけて話し合うべき**

出典：NHK公式サイトより

沖縄 辺野古工事の承認めぐり “代執行” 裁判初弁論で結審（2023年10月30日）



# 第33次地方制度調査会の動き

衆参両院における地方分権決議によって、中央政府から地方自治体に部分的或いは全面的に移管。住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにした。

## 地方分権の推進に関する決議（1993年6月）

今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除して、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が待望するゆとりと豊かさを実感できる社会をつくり上げていくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方との役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。

右決議する。

ところが、地方自治法を改正し、「自治事務」に国の指示権を創設する動きが…

ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申(案)への危惧

第3種郵便物認可

## 社説

感染症の蔓延や大災害が発生した際に、国が自治体に必要な事務処理を指示できる制度をつくらう。

こんな答申を首相の諮問機関の地方制度調査会が出そうとしている。コロナ禍を教訓に国と自治体の関係の見直しを議論してきており、最終答申は来月、それを受けて政府が地方自治法の改正へ動く。だが、このままの内容で進むのは問題が多すぎる。

コロナ対応では施設の使用制限やワクチン接種、病床確保などをめぐり、国と自治体間の足並みが乱れた。もっと手際よい対応を求める発想は、わからないではない。

だが、なぜ、それが国の一方的な指示権の拡充なのか。それに従うよう自治体に義務づける新たな制度なのか。

国と自治体はもう「上下・主従」でなく「対等・協力」の関係のはずだ。

分権改革で、国が自治体を下部組織のように指揮して仕事をさせた機関委任事務を廃止し、国が本来果たすべき仕事を委ねる法定受託事務と、それ以外の自治体が担う自治事務に振り分けた。

その際に、国による関与は「必要最小限」で、自治体の「自主性・自立性への配慮」が原則だと地方自治法に明記された。今回の答申はこの分権改革に明らかに逆行する。

そもそも、コロナ禍に対応した感染症法に基づく対応は法定受託事務で、国は「是正の指示」ができた。自治事務には「是正の要求」しかできないのに比べて、国の権限は大きかった。その現場での混乱を主な根拠に、自治事務にまで一気に網を掛けるのは無理がある。

コロナ禍で露呈した個別法の問題点はその都度、法改正で対応してきた。その功罪を国会で十分に検証せずに新制度をつくるのは乱暴すぎる。現場を直接見ている国の指示が、かえって混乱を広げる懸念も大きい。コロナ禍で安倍首相が唐突に発した休校要請がその典型例だろう。

加えて、どんな事態を想定しているのかがあいまいなのも見逃せない。「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」「生命、身体または財産の保護のため」などがあるが具体性に欠ける。

これでは自治への安易な介入を招きかねない。

自治体側の対応も疑問だ。全国知事会は「国が一方的に指示するのではなく双方の制度に」と主張はしている。だが、答申通りに法改正されたら、非常時に国と対等な関係で役割分担ができるのか。

現場を担う責任の重さを踏まえ、もっと厳しく答申の中間にクギを刺すべきだ。

## 国の指示権拡充 自治への介入を危惧

出典…朝日新聞11・27社説